

石巻市街なか文化・芸術活動活性化助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市の中心市街地において文化・芸術活動を行う団体に対して、予算の範囲内において石巻市街なか文化・芸術活動活性化助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより当該中心市街地の文化及び芸術活動の拠点としての機能強化を図るものとし、その交付については、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）のほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、市内に事業所又は活動の拠点を有し、かつ、次の各号に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 2人以上で組織していること。
- (2) 規約、会則等組織に関する定めがあること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、第3期石巻市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地において開催する次に掲げる事業（以下「街なか文化・芸術活動活性化事業」という。）とする。

- (1) 石巻市文化芸術振興基本方針で示される文化芸術の範囲に該当する事業
- (2) その他市長が適当と認める事業

2 助成対象事業は、一団体につき、各年度2回まで実施することができる。

3 助成対象事業において、他の助成金等の交付を申請し、又は交付を受けている場合は、この要綱の規定による助成の対象としない。

(助成金の額等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）に対する助成率及び助成限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 助成金の額は、助成対象経費に助成率を乗じて得た額とし、助成対象事業の実施回数にかかわらず、助成限度額を超えない額とする。

3 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 次に掲げる経費については、助成対象経費に含めない。

- (1) 団体の運営経費
- (2) 食糧費に相当する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が助成対象経費として適当でないとして認める経費

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市街なか文化・芸術活動活性化助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号付表1）

- (2) 収支予算書（様式第1号付表2）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付を決定し、その旨を石巻市街なか文化・芸術活動活性化助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の決定に係る助成対象事業の内容、経費の配分その他の事項を変更し、又は助成対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、石巻市街なか文化・芸術活動活性化助成金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 助成金の額に変更がなく、別表に定める助成対象経費の区分相互間においていずれか低い額の20パーセント以内で経費の配分を変更すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、事業計画の細部を変更すること。

2 前2条の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第8条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、石巻市街なか文化・芸術活動活性化助成金事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第4号付表1）
- (2) 収支精算書（様式第4号付表2）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（助成金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、石巻市街なか文化・芸術活動活性化助成金交付額確定通知書（様式第5号）により当該助成事業者へ通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 助成金は、前条に規定する助成金の額の確定後に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、助成金を概算払により交付することができる。

3 助成事業者は、助成金の交付を請求するときは、石巻市街なか文化・芸術活動活性化助成金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により助成金の概算払を受けた助成事業者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、速やかに助成金の精算をしなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 規則第17条の規定により、市長が助成金の交付の条件に違反したと認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、前条の規定による助成金交付額確定通知書を通知した後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、助成事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定による助成金の交付決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(指導監督)

第13条 市長は、必要と認めるときは、助成事業者に対し、必要な報告若しくは資料等の提出を求め、又は必要な事項を指示することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

助成対象事業	助成対象経費	助成率	助成限度額
街なか文化・芸術活動活性化事業	1 賃金（事業実施に必要なスタッフの賃金等。ただし、実施団体の恒常的な職員に係るものを除く。） 2 報償費 3 消耗品費 4 印刷製本費 5 燃料費 6 手数料 7 保険料 8 通信運搬費 9 使用料及び賃借料 10 その他市長が特に必要と認めるもの	4分の3以内	一団体につき 10万円